

○茨城県立医療大学健康管理連絡協議会の設置及び運営に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学生の健康管理及び学生相談を担当する教職員の連絡調整を行うための組織の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学生の健康管理及び学生相談に関する事項の連絡調整を行う組織として、健康管理連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生委員会委員
- (3) 学校医
- (4) 学生相談員
- (5) 保健室保健師

(所掌事項)

第4条 協議会は、学生の健康管理及び学生相談に係る個別的事項について連絡調整を行う。

2 前項の規定により連絡調整した事項については、協議会は、必要に応じて学科長、センター長、クラス担任教員、関係委員会の長及び関係教職員等に報告するものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、学生部長が招集し、その議長になる。

- 2 学生部長に事故あるときは、学校医がその職務を代行する。
- 3 議長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 協議会に関する事務は、事務局教務課で処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て学生部長が別に定める。

付 則

この要項は、平成14年11月27日から施行する。